

犯罪をした高齢、又は障がいのある者等の 再犯防止に関する相談支援

近年、刑法犯により検挙された者のうち約半数が再犯者となっています。安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、再犯を防ぐことが重要です。また、犯罪をした高齢者・障がい者等の中には、福祉的支援があれば再犯をせず、社会復帰できる場合があります。熊本県ではそのような方に社会復帰及び地域生活への定着を支援するモデル事業を実施します。



期 間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 8 月 31 日
対 象 と な る 人	<p>熊本県内に居住する、高齢、又は障がいのある福祉的な支援を必要とする犯罪をした人</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 高齢者 おおむね 65 歳以上の人 ※ 障がい者 療育手帳、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する人、又はいずれか一つの手帳取得の可能性のある人、及びそれに準ずる人 ※ 福祉的な支援を必要とする犯罪をした人 <ul style="list-style-type: none"> ① 微罪処分、不起訴処分、裁判等により矯正施設入所とならなかった人で、本人の同意に基づき、本人、家族、関係機関等から依頼があった人 ② 矯正施設を出所した人で、本人の同意に基づき、本人、家族、関係機関等から依頼があった人のうち、地域生活定着支援センターが必要と認める人
相 談 支 援 内 容	<p>(ア) コーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定住先が無い等住居地が不安定な方にアパートや福祉施設等の受け入れ先を確保するための支援(住居支援) ● 福祉サービス等を必要とする方に申請支援等を行う(福祉的支援) ● 就労を希望する方に就労に関する支援を行う(就労支援) <p>(イ) フォローアップ 支援計画を作成し、対象者及び対象者を受け入れた施設や事業主等に対する助言等</p> <p>(ウ) 相談業務 福祉サービス利用等に関して、本人、家族、関係機関等への助言や支援</p>



ご相談・お問い合わせ窓口

熊本県地域生活定着支援センター
 熊本市中央区南千反畑町 3-7 熊本県総合福祉センター内
 (TEL)096-277-1508 (FAX)096-277-1509